別　紙

法第13条及び省令第4条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

1. 分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工程 | 作業内容 | 分別解体等の方法 |
| ①仮設 | 仮設工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ②土工 | 土工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ③基礎 | 基礎工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ④本体構造 | 本体構造の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑤本体付属品 | 本体付属品の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  （　　　　　　　　） | その他の工事  □有　□無 | □手作業  □手作業・機械作業の併用 |

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　（注）・解体工事の場合のみ記載する。

　　　 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

　　　 ・解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施設の名称 | 所在地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４．再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　〔運搬費を含む。〕